

社会福祉法人介援会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人介援会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 この規程で評議員とは、法人の非常勤評議員をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事の報酬)

第4条 役員のうち法人業務等を行う常勤・非常勤の理事に対して理事報酬を支給する。

2 常勤の理事長が、理事会、評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 前項に定めるほか、非常勤の理事が理事会、評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 前項各号についての理事報酬については、月額制で支給する。

5 支給額は、月額150万円を上限とする。ただし、理事会出席報酬等、評議員会出席報酬等及び監事監査指導報酬等はこの上限額に含まれない。

6 理事報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に銀行振込にて支払う。ただし、理事会出席報酬等、評議員会出席報酬等及び

監事監査指導報酬等はその都度支払う。

7 第1項及び第2項に定める理事報酬については、実際の業務にあたる勤務実態および責任度合い等を勘案して定めたものである。

(監事の報酬)

第5条 非常勤の監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、業務にあたったその都度別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 非常勤の役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等(1回につき)	7,000 円	3,000 円
評議員会出席報酬等 (1回につき)	7,000 円	3,000 円

別表2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
常勤理事長業務報酬等(月額)	1,400,000 円	なし
非常勤理事業務報酬等(月額)	40,000 円	なし
非常勤監事監査指導報酬等(1回につき)	15,000 円	3,000 円

別表3（第6条関係）

名 称	報 酬	旅 費
報酬及び旅費（1回につき）	10,000 円	実費相当額